

第3章 全体構想

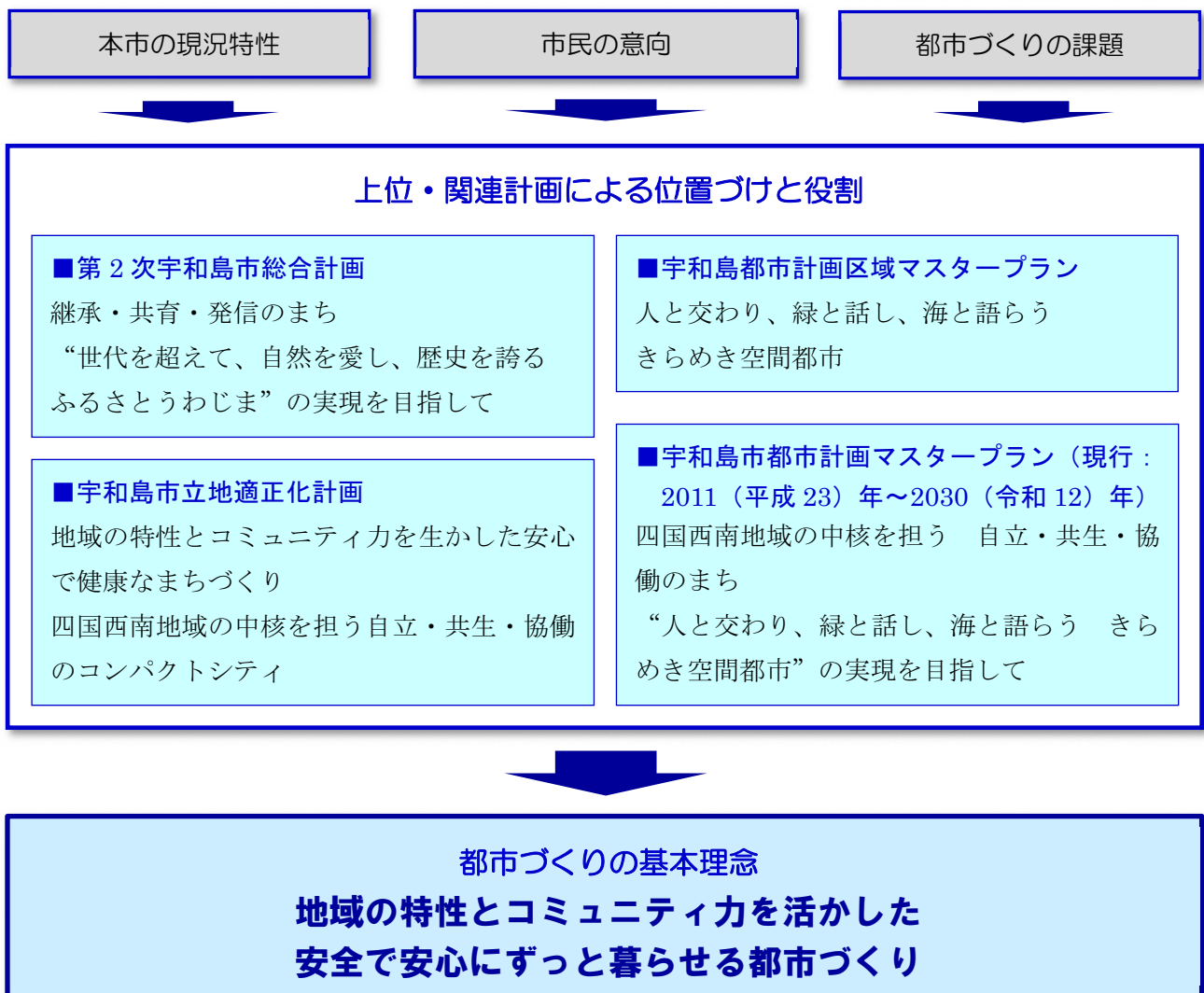
1.都市づくりの基本理念と目標

1)都市づくりの基本理念

2005（平成 17）年 8 月に誕生した本市は、四季折々に姿を変える鬼ヶ城連山や変化に富んだリアス式海岸が続く宇和海沿岸等、豊かな自然環境に囲まれている。そして、温暖な気候によって育まれた特色ある農林水産物、長年にわたって継承されてきた独自の文化と歴史ある史跡や名勝といった地域資源に恵まれ発展してきた。

2018（平成 30）年に策定した「第 2 次宇和島市総合計画」では、目指す将来像を「継承・共育・発信のまち “世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじま” の実現を目指して」としている。また、「宇和島都市計画区域マスタープラン」は「人と交わり、緑と話し、海と語らうきらめき空間都市」、「宇和島市立地適正化計画」は「地域の特性とコミュニティ力を生かした安心で健康なまちづくり 四国西南地域の中核を担う 自立・共生・協働のコンパクトシティ」を掲げており、四国西南地域の中心を担う存在となることを目指している。

これらを踏まえて、宇和島市都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念は、「地域の特性とコミュニティ力を活かした安全で安心にずっと暮らせる都市づくり」とする。



2)都市づくりの目標

(1)目標年次

宇和島市都市計画マスタープランは、基準年次を2015（平成27）年、目標年次を2040（令和22）年、中間年次を2030（令和12）年とする。

なお、計画期間を2021（令和3）年から2040（令和22）年とする。

(2)人口フレーム

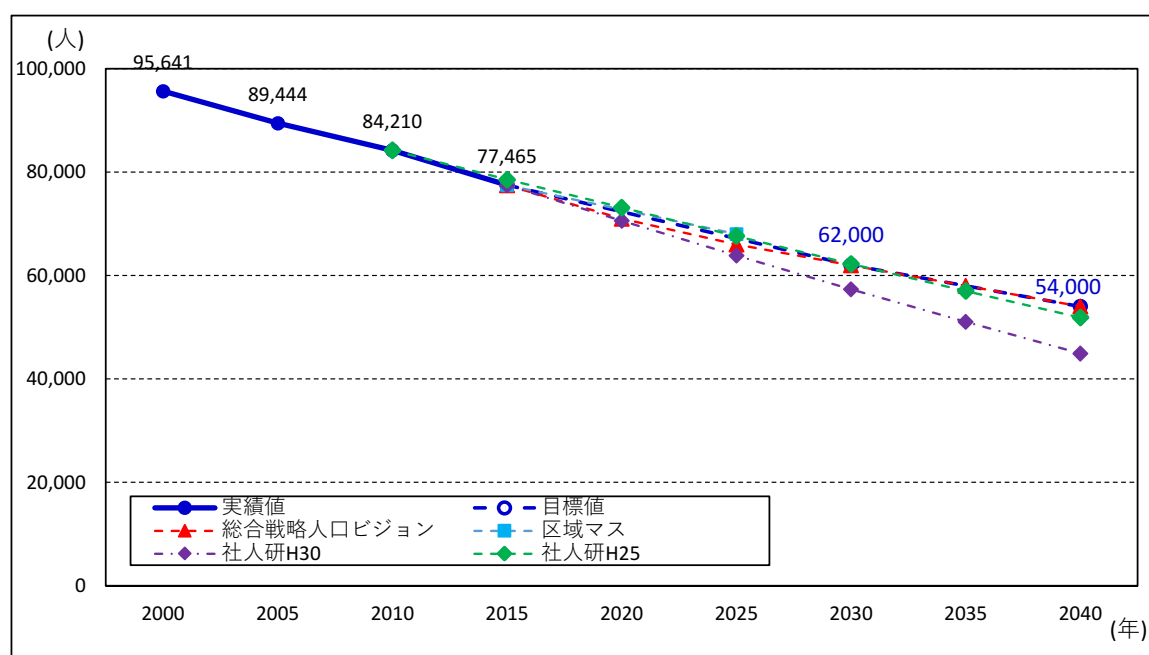
宇和島市の人口は、2015（平成27）年で77,465人（国勢調査）である。

第2期宇和島市人口ビジョン（まち・ひと・しごと創生宇和島市総合戦略：2020（令和2）年3月）では、2030（令和12）年の目標値を約62,000人、2040（令和22）年の目標値を約54,000人としている。

また、宇和島都市計画区域マスタープランでは、2015（平成27）年の人口を基準に、コーホート変化率法で推計した2025（令和7）年の推計値を約68,000人としている。

これらを踏まえて、宇和島市都市計画マスタープランでは、目標人口を、中間年次〔2030（令和12）年〕約62,000人、目標年次〔2040（令和22）年〕約54,000人とする。

■各種計画の目標値等および宇和島市都市計画マスタープランにおける目標人口



	実績値				推計値・目標値				
	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R02	2025 R07	2030 R12	2035 R17	2040 R22
				基準年次			中間年次		目標年次
行政区域人口	95,641	89,444	84,210	77,465					
目標人口（行政区域）				77,465			62,000		54,000
総合戦略人口ビジョン				77,465	71,000	66,000	62,000	58,000	54,000
区域マス				77,465		68,000			
社人研(H30推計)				77,465	70,579	63,860	57,338	51,044	44,893
社人研(H25.3推計)			84,210	78,535	73,116	67,636	62,249	57,014	51,888

社人研(H30推計)：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」 資料：国勢調査（2015（平成27）年）

3)都市づくりの基本的方向

都市づくりの理念と目標を踏まえ、都市づくりの基本的方向を設定する。

◆四国西南地域の中核を担う都市機能が集積したコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり

- 四国西南地域を担う中核都市として、周辺市町の住民も含めた広域的な都市サービス機能の提供のために、中心拠点である中心市街地では、商業、文化、中核医療等の高次な都市機能の集積を図る。
- 地域拠点である旧町の既成市街地では、商業や医療、福祉、子育て支援等の日常生活に欠かせない都市機能を集積させるコンパクトで持続可能な都市づくりを目指す。
- 中心拠点や地域拠点では、既存の都市施設の有効活用、公共施設の見直しや再整備、再配置、市有地等の公的不動産の活用、空き地や空き店舗、空き家の有効活用等を進め、都市機能の維持、誘導を促すことで、日常生活の利便性の良い市街地の再構築を目指す。
- すべての市民が徒歩で生活できるように、中心拠点や地域拠点と集落を結ぶ鉄道、バス等の公共交通の再編や見直しを進めることで、都市機能への利便性を高めるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進める。

◆自然災害に強い、安全で安心して快適に生活できる都市づくり

- 平成 30 年 7 月豪雨のような大雨時に発生する土砂災害や水害、また、発生の可能性がある「南海トラフ地震」による地震や津波災害等、自然災害の危険性が高い中心市街地や吉田、三間、津島地域の既成市街地とその周辺では、津波避難ビルの指定や避難所の耐震化の促進、避難計画に基づく訓練等ハード・ソフトによる防災・減災対策を進める。
- 事前復興の考えのもと、平時から大規模災害を想定した復興計画の策定等に努める。
- 無秩序な市街地の拡大を抑制し、適正な土地利用規制を施すことで、安全で安心して生活できる都市づくりを進める。
- 中心市街地等の既成市街地では、密集した市街地の解消等により市街地の防災安全性の向上に努める。また、グリーンインフラの観点から、市内に広がる水と緑を積極的に保全、活用し、自然環境と共生したうまいのある快適で安全な都市づくりを進める。
- 市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、行政が補完する「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して、防災・減災の都市づくりを進める。

◆自然環境や歴史的・文化的景観等の本市を特徴づける地域資源を活かした魅力ある都市づくり

- 宇和海リアス式海岸をはじめとする豊かな自然環境を活かした柑橘栽培や水産業に代表される第1次産業や、現存12天守の1つ宇和島城天守に代表される様々な文化財等、本市を特徴づける地域資源を活かした魅力ある都市づくりを目指す。
- 中心市街地等の既成市街地では、水や緑等の自然環境の保全や活用を進め、環境と都市が共生した魅力ある都市づくりを目指す。

◆多様な主体が協働する都市づくり

- 市民や地域、事業者、NPO、行政等の多様な主体が、都市づくりの担い手や提案者となる、協働による都市づくり体制の整備を目指す。

4)将来都市構造

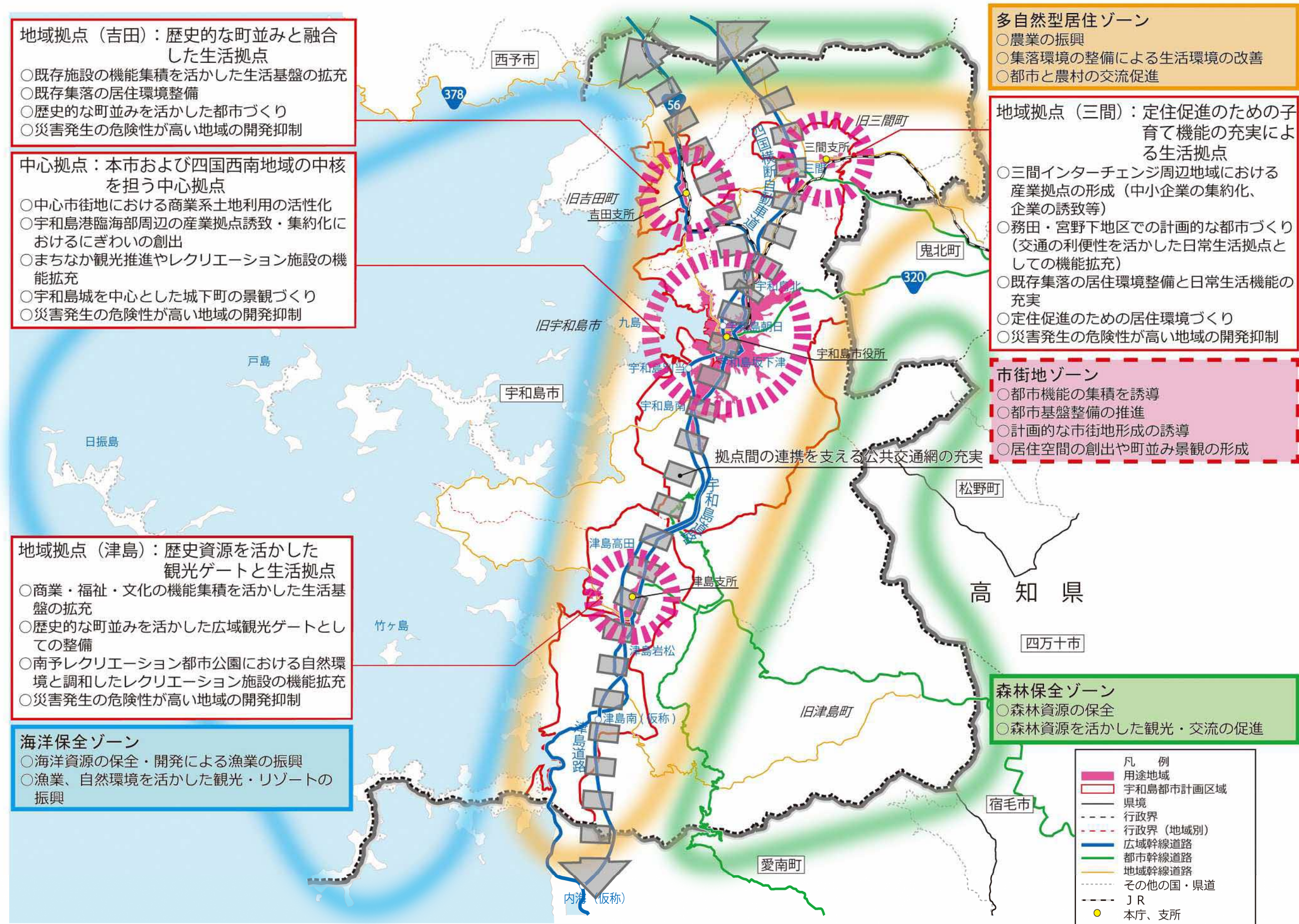
現在の土地利用や道路交通網、都市公園、公共施設等の配置をもとに、第2次宇和島市総合計画や宇和島都市計画区域マスタープラン等の上位・関連計画を踏まえて、将来都市構造を次のように設定する。

なお、将来都市構造は、「拠点」、「連携軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成する。

■将来都市構造の構成要素

拠 点	○都市的な機能の集積を目指す地域として、人やモノ、情報等が集積し、中心性を高める。
連携軸	○道路や鉄道等を中心として、各拠点を結び、人やモノ、情報等の都市の活動に必要な機能を誘導する。
ゾーン	○様々な活動に必要な機能が集まる面的な広がりをもつ地域として、区分し、土地利用の方向性を示す。

■将来都市構造図



2.都市づくりの方針

1)土地利用の方針

子どもから高齢者まですべての市民が、本市の良好な自然環境・都市環境で暮らせるよう、コミュニティの再構築や地域経済を支える産業の活性化を推進するとともに、既存の都市機能の集積を図り、中心拠点と地域拠点および集落を結ぶ公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの実現を進める。

また、豊かな自然景観や優良農地の保全、維持に努め、多様な土地利用と本市の地域資源の有効活用を図る。

(1)土地利用に関する基本的な考え方

◆用途地域における計画的な土地利用の規制・誘導

- コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた都市機能の集積とコンパクトな市街地の形成を図るため、計画的な土地利用の規制、誘導を進める。
- 四国横断自動車道や宇和島道路・津島道路をはじめとした広域交通を活用し、四国西南地域の中核都市として、中心市街地は商業、医療、福祉、文化等の高次な都市サービス機能を誘導する。
- 各支所とその周辺における地域中心地（生活サービス商業地区）では、居住環境の調和を図りつつ、少子高齢化に対応した日常生活利便性向上のため、商業や医療、福祉、子育て支援等の都市サービス機能を有する施設の誘致を進める。
- 四国横断自動車道や宇和島道路・津島道路、宇和島港等の広域交通を活かし、地域の製造業や流通業務をけん引する生産・流通業務の立地を誘導するとともに、港湾の背後地や幹線道路沿道等では、地場産業や小規模工業・流通機能の集積を進める。
- 本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、都市の利便性や豊かな自然環境と調和したゆとりある多様な居住環境の形成を図る。
- 津波災害警戒区域や洪水浸水想定区域等の水害リスクの高い地域では、防災施設の整備状況や警戒避難体制の整備等を踏まえたうえで、適正な土地利用を検討する。
- 現状の土地利用と用途地域が一致していない地区では、居住環境との調和に努め、用途地域の見直しや居住環境を改善する。

◆用途地域外における適正な土地利用の維持・保全

- まとまった優良農地や営農意欲の高い農地等では、農業生産環境の維持や向上のため、農業基盤整備を進める等、農地の保全を図る。
- 農村集落等のまとまりのある集落地では、農業生産環境の保全に努めながら、集落地における居住環境の維持、向上を地域の特性に応じて進める。
- 土砂災害警戒区域等の災害危険性の高い地域では、災害防止の観点から開発を抑制するとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促す。

◆都市計画区域外での土地利用の維持・保全

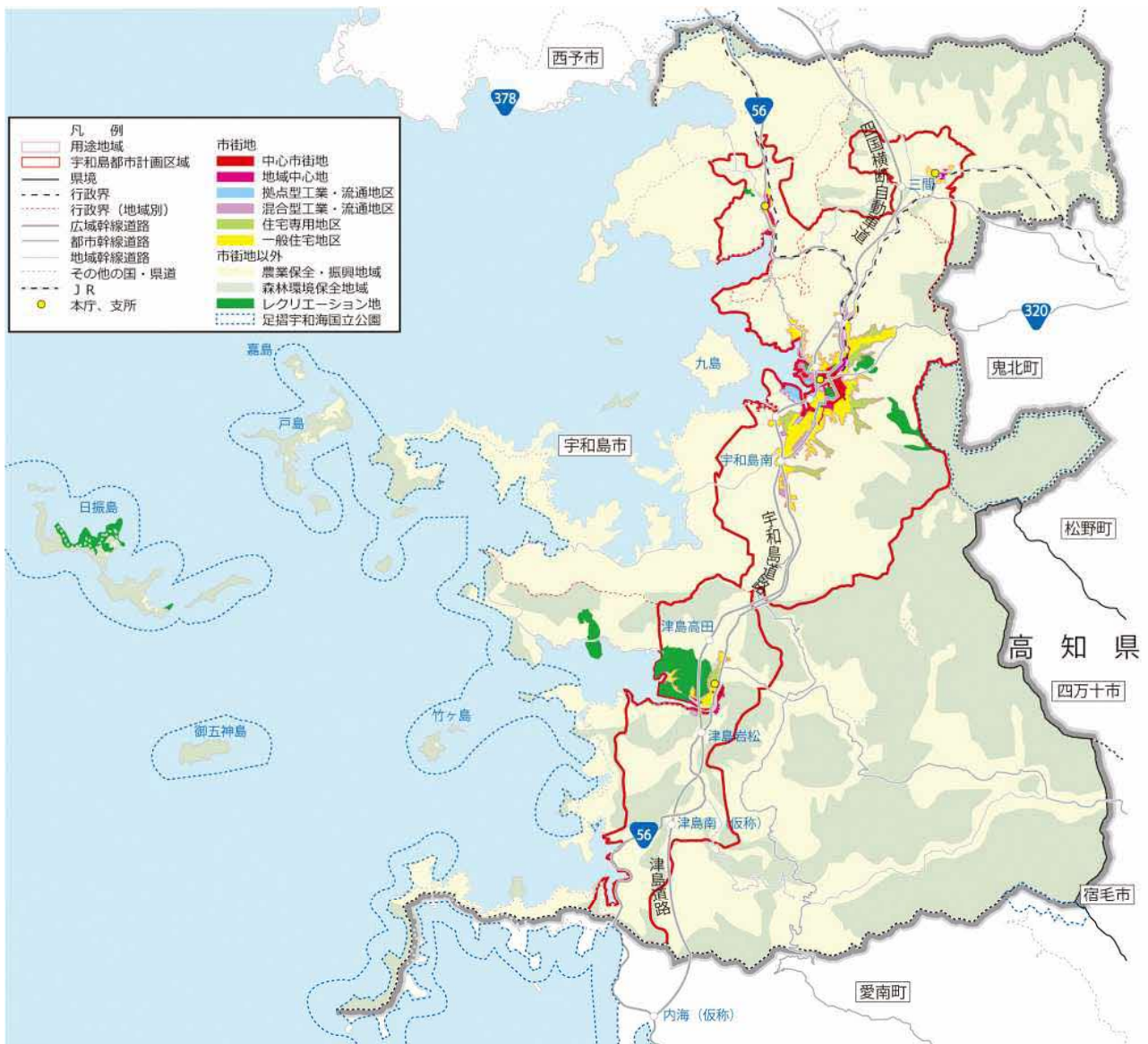
- 美しい宇和海や緑豊かな山林、急峻な地形を活かした段畑等では、地域資源を活かした多目的なレクリエーション機能の充実を図るとともに、優良農地等の景観の保全を図る。
- 山間部や半島部における森林等の自然環境や自然景観、農林生産環境の保全に努めるとともに、農村・漁村集落等のまとまりのある集落地では、農林業生産環境に配慮しながら、居住環境の維持、向上を地域の特性に応じて進める。
- 土砂災害警戒区域等の災害危険性の高い地域では、災害防止の観点から開発を抑制するとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促す。

(2)土地利用計画と配置の方針

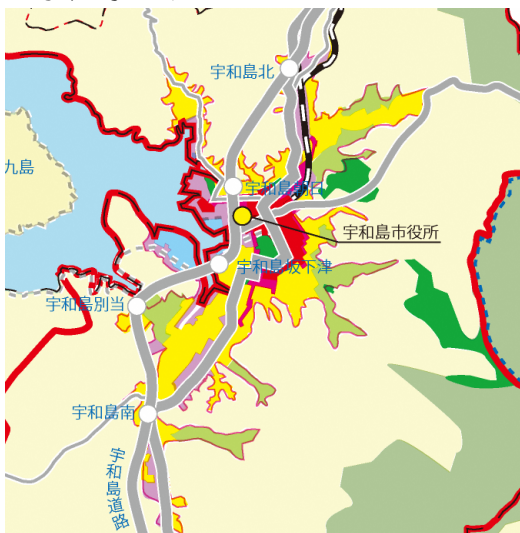
区分	土地利用の方針
中心市街地	○宇和島市役所や JR 宇和島駅、中心商店街周辺の中心市街地では、商業や医療、福祉、文化等の広域的な高次都市サービス機能の誘導を進める。 ○和霊地区や番城地区およびその周辺では、中心市街地の交通利便性や都市基盤整備の整備状況を踏まえ、人口密度を維持するために都市型住宅等の立地を促進する。
地域中心地 (生活サービス商業地区)	○各支所周辺では、居住環境との調和を図りながら、日常生活の利便性向上を図るため、商業や医療、福祉、子育て支援等の機能の立地を促進する。
拠点型工業・流通地区	○宇和島港等の港湾の交通結節拠点周辺では、広域交通の利便性を活かした製造業の工場や流通業務施設等を立地誘導する。
混合型工業・流通地区	○国道 56 号沿道や宇和島港周辺、岩松川沿いの南側では、既存の居住環境と調和しつつ、地場産業や小規模な工業・流通機能の活性化を図る。 ○港湾周辺では、地震、津波等の発生時における避難者を受け入れる等、防災拠点の立地を進める。
住宅専用地区	○市街地縁辺部の閑静な住宅地では、戸建住宅を主体とした良好な居住環境の保全と充実を図る。 ○津島地域の支所周辺では、優良農地を保全しつつ、低層の戸建住宅を中心とした良好な居住環境の形成を図る。
一般住宅地区	○市街地縁辺部や吉田地域、三間地域、津島地域の支所周辺では、居住環境を保全しつつ、日常生活の利便性を支える商業施設等の立地を許容する。
農業保全・振興地域	○水田や畑、果樹園等のまとまった優良農地や営農意欲の高い農地等では、農業生産環境の維持、向上のため、農業基盤整備を進める等の農地の保全を図る。 ○集落地では、農業生産環境の保全に努めながら、地域の特性に応じて、生活道路の整備や下水処理等、居住環境の維持、向上を図るとともに、地域コミュニティの維持、活性化を図る。 ○土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促すとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害危険性の高い地域でも、災害防止の観点から開発を抑制する。

区分	土地利用の方針
森林環境保全地域	○山間部や半島部における森林等の自然環境や自然景観、農林生産環境の保全に努める。 ○集落地では、農林業生産環境に配慮しながら、地域の特性に応じて、生活道路の整備や下水処理等の居住環境の維持、向上を図るとともに、地域コミュニティの維持、活性化を図る。 ○土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促すとともに、土砂災害警戒区域等の災害危険性の高い地域でも、災害防止の観点から開発を抑制する。
レクリエーション地域	○南予レクリエーション都市公園等の大規模公園や都市基幹公園、半島部等の自然環境の豊かな地域では、スポーツ・キャンプ等のレクリエーションの場としての活用を図る。

■土地利用方針図



■宇和島地域



■吉田地域



■三間地域



■津島地域



2)都市施設整備の方針

活力ある都市活動や文化的かつ快適な日常生活を支える重要な要素の道路、公共交通、公園、緑地、下水道、河川等の都市施設は、少子高齢化に備えた必要な整備や再整備等を行うとともに、既存施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を推進する。また、都市施設の維持管理は、市民や地域、NPO、企業等の多様な主体との連携や協働によって進める。

(1)道路交通施設

◆四国横断自動車道や国道等の広域的な道路交通ネットワークの構築

- 四国横断自動車道、宇和島道路・津島道路を広域幹線道路と位置づける。
- 津島道路は、津島岩松インターチェンジから愛南町の内海インターチェンジ（仮称）間の整備促進を図り、松山市をはじめ中予各都市や愛南町、高知県内各都市との連携強化に向けた広域的な幹線道路網の整備を充実する。
- 四国横断自動車道や宇和島道路・津島道路を補完する広域幹線道路である国道 56 号は、災害時に一部の区間の破壊が全体の機能不全につながらないように、その機能の充実と維持管理を進める。
- 四国横断自動車道等の広域幹線道路を補完する国道 320 号や主要地方道広見三間宇和島線等を都市幹線道路と位置づけ、国や愛媛県と連携し、交差点改良や交通安全施設等の早期整備を図り、本市周辺市町との連携を強化する。

◆安全で活力ある市街地の形成のための幹線道路の整備・維持管理

- 中心市街地と各地域を結ぶ国道 378 号や主要地方道宇和三間線、一般県道御内下畑地線等を地域幹線道路として位置づけ、市域内の道路交通ネットワークの形成による都市の円滑な交通を確保するため、歩行者の安全性に配慮しながら、その早期改良を図り、広域幹線道路や都市幹線道路を補完する。
- 市街地内の都市計画道路については、市街地内の防災安全性や地域活力の向上を図るため、地元の合意形成を踏まえたうえで整備する。特に、密集市街地等の防災上問題のある市街地内に計画されている都市計画道路については、市街地環境の改善と一体となった道路整備を進める。また、地域幹線道路をはじめ、各地域に広がる未着手の道路の整備促進や社会状況に応じた計画の見直しを推進する。

◆中心市街地における自転車・歩行者ネットワークの構築

- コンパクト・プラス・ネットワークの推進によるコンパクトな都市構造構築のため、中心市街地内の公共施設や歴史的・文化的施設、商業施設等を回遊する自転車・歩行者ネットワークの形成を図る。
- 子どもから高齢者まですべての市民が安心して暮らせる生活基盤を整備するため、徒歩での移動のしやすさや道路景観の向上、自転車・歩行者ネットワーク形成等の観点から、バリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの導入、観光案内板の見直し等の整備を推進する。

◆公共交通の充実・強化

- 高齢者や子ども、障がい者を支える重要な移動手段である公共交通については、観光客の移動確保や地球環境の保全等も考慮し、ネットワークの形成と利用促進を図るとともに、市民に利用のメリット等を意識づけし、需要を創出するよう努める。
- JR 宇和島駅では、交通結節点としての周辺整備やバリアフリー化を推進するとともに、吉田や三間地域の交通結節点、各地域における乗継拠点では、上屋の整備等の待合環境の整備やわかりやすい時刻表の掲示等、利用しやすい環境づくりに努め、予讃線や予土線の利用促進を図る。
- 路線バスや高速バス等は、定時性の確保や路線の維持、JR 等の各種交通機関との乗り継ぎなど、効率的な運行の強化を図る。
- コミュニティバスについては、地域のニーズに応じた効率的な路線の維持、充実を図るとともに、これらが運行していないエリアでは、自家用有償旅客運送事業等の地域のニーズに応じた公共交通を検討する。
- 島民の日常生活に必要不可欠な離島航路は、その維持、確保を図る。

◆道路環境の維持管理

- 市街地内の都市計画道路や生活道路については、地域や市民との協働により、居住環境の維持や道路美化を進める。
- 南予レクリエーション都市公園の入り口に位置する主要地方道宇和島下波津島線等、優れた道路景観を有する道路については、その景観を維持する。

■交通施設の整備方針図



■公共交通網の将来イメージ図（宇和島市地域公共交通網形成計画より）



(2)公園・緑地

◆大規模公園および都市基幹公園の整備

- 南予レクリエーション都市公園（近家地区、国永地区、本干拓地区、日振地区）は、スポーツ・レクリエーション地や観光拠点として、その機能の維持、保全を図る。
- 近家地区と本干拓地区は、宇和島道路・津島道路の津島高田および津島岩松インターチェンジからのアクセスも良く、市街地を含めて、広域的なレクリエーション施設としての活用を図る。また、未整備の国永地区は、今後のあり方を愛媛県とともに検討する。
- 丸山公園や吉田公園等の都市基幹公園についても、市民の余暇活動ニーズの多様化や大学の部活動におけるスポーツ合宿の拡大等に対応した、多様なスポーツ・レクリエーション活動の場として、各公園の連携による活性化を図るとともに、適切な維持管理に努める。また、丸山公園は、広域防災拠点としての機能強化を図る。

◆身近な公園の整備

- 市民に身近な公園である街区公園（御浜公園、吉田児童公園、寿児童公園等）、近隣公園（和霊公園、愛宕公園等）、地区公園（石丸公園等）の住区基幹公園は、子どもから高齢者まで幅広い年代の人の憩いの場として利用できるよう、遊具の点検等を実施し、施設や設備の老朽化の把握およびその改良に努める。また、地震や津波等の災害発生時の防災拠点として利用できるように、再整備等の検討を行う。
- 住区基幹公園の整備が新たに必要なエリアについては、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等を検討するとともに、人口減少の傾向等を踏まえて、公共施設の敷地や神社の境内等の既存のオープンスペースを有効活用する。
- 一定規模の住宅開発では、居住環境の向上を図るため、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の身近な公園や広場を整備する。

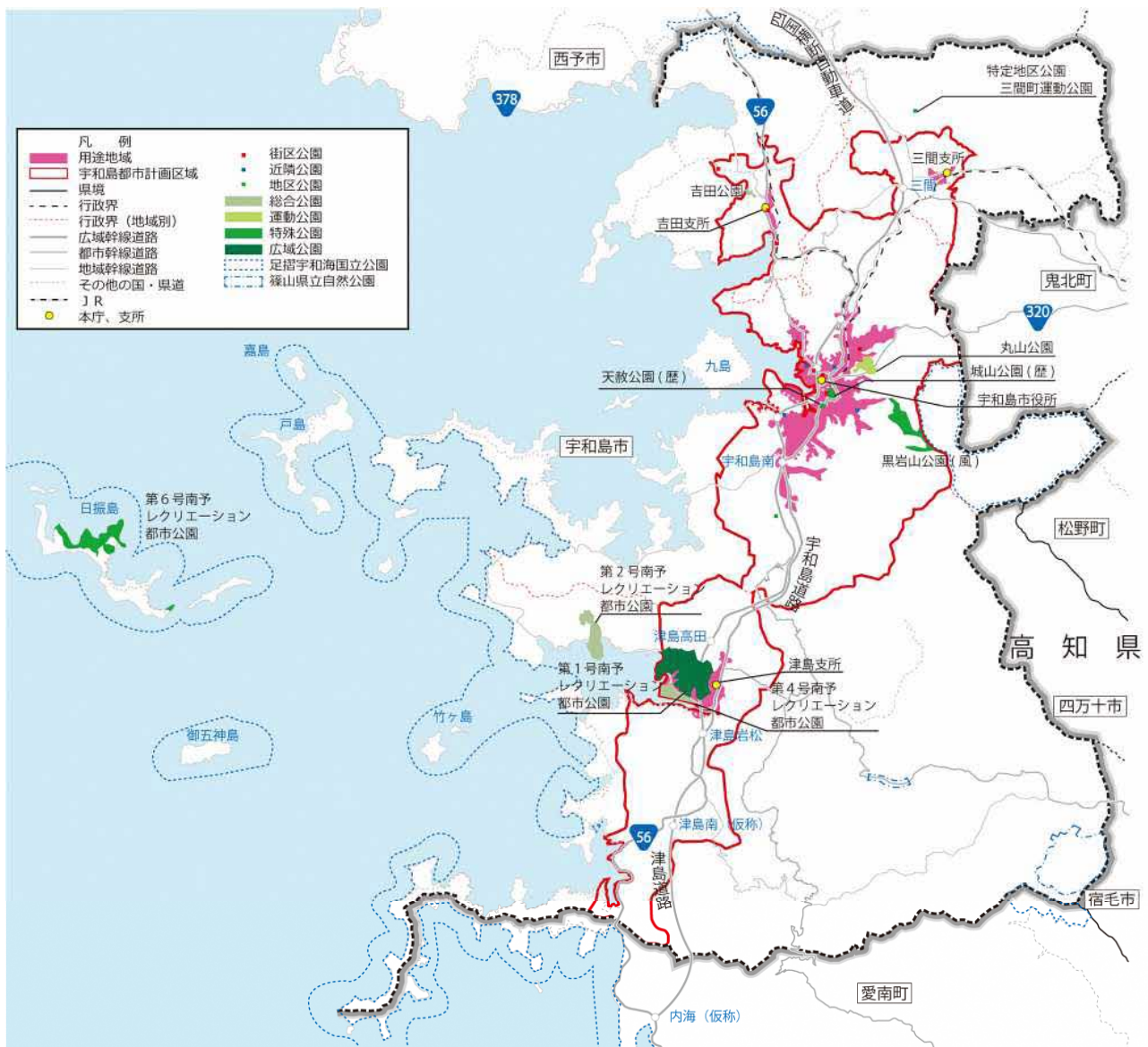
◆都市にうるおいをもたらす緑化の推進

- 宇和島港の港湾緑地や須賀川、辰野川、岩松川等の河川を活かした親水性のある緑地や緑道の整備を進め、市民の憩いの場や散歩道、スポーツ・レクリエーションの場として、うるおいのある都市環境の形成とその保全を図る。
- 風致地区や緑地保全地域等の土地利用規制がかかる緑地については、環境保全やレクリエーション、景観形成等の多様な効果を有しており、既存の指定地区における緑地の適正な保全、育成とともに、新規指定についても検討する。

◆緑の基本計画の策定

- 公園、緑地の計画的な整備や再編にあたっては、本市における公園や緑地のあり方を示すマスタープランである「緑の基本計画」の策定を進め、これに則して進める。

■公園・緑地の整備方針図



(3)河川・下水道

◆水害を防ぐ主要河川の排水対策の推進

- 本市中心部における須賀川、辰野川、神田川、来村川等の複数の河川では、治水安全性の向上を目指した河川改修について愛媛県と連携を図る。また、吉田地区立間川流域の治水対策について、関係機関と連携した流域対策に取り組む。
- 台風や梅雨期における集中豪雨の発生により、河川の大規模な氾濫等の水害が予想されるため、流域の保水、遊水機能等の貯留浸透対策や、下水道事業等の内水氾濫対策など、総合的な治水対策を進める。

◆公共下水道の整備

- 公共下水道については、市街地における整備を優先的に実施し、公共下水道事業計画区域内での早期整備を推進する。
- その他の区域では、低密度で、分散した市街地状況を踏まえて、水質の保全と衛生環境の向上のため、集落排水や合併浄化槽等を組み合わせた汚水処理を早期に実現する。

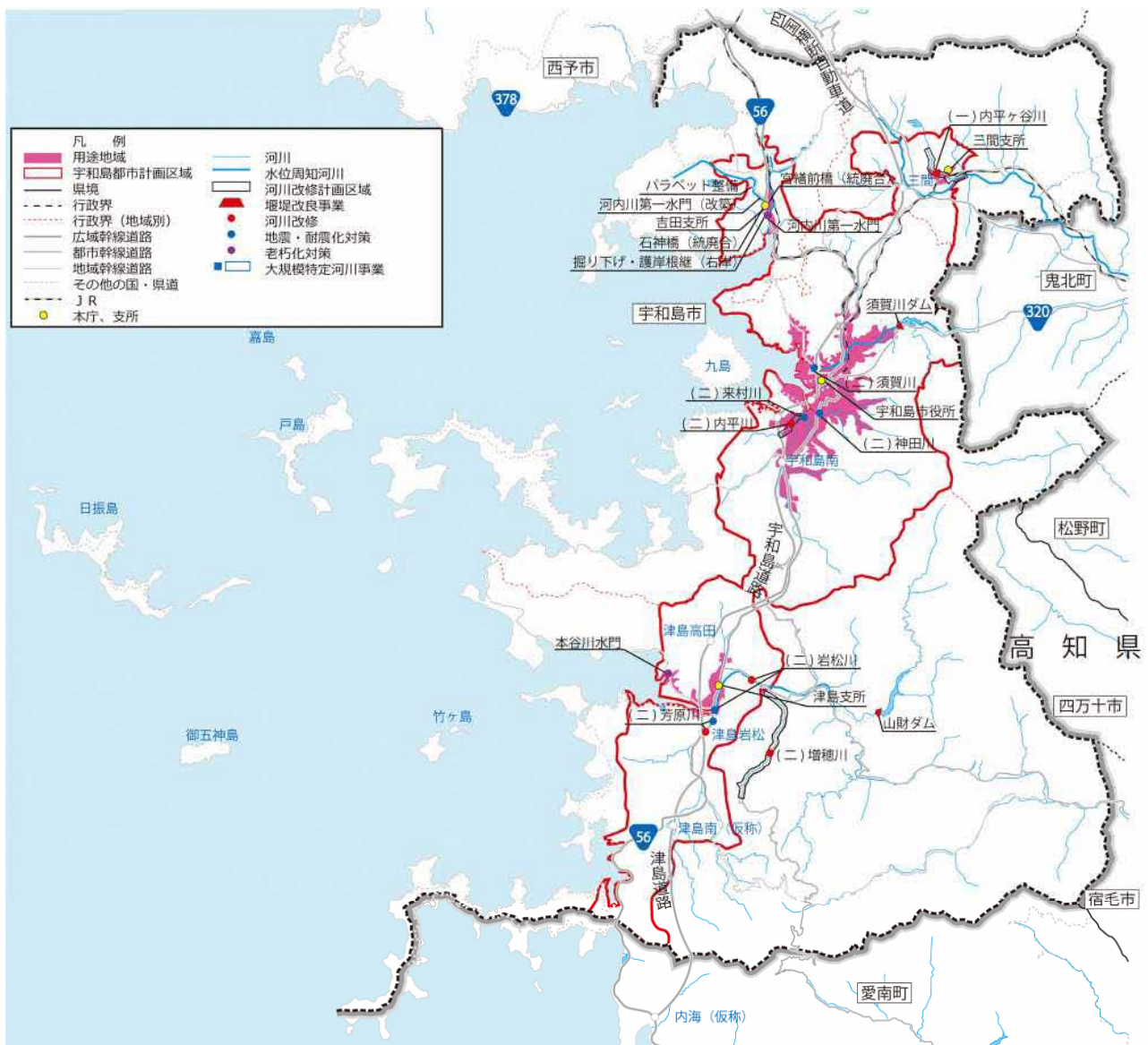
◆親水空間におけるレクリエーションの場づくり

- 都市内の貴重な自然環境である市街地を流れる河川では、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、河川と連携した親水空間づくりを目指すとともに、河川周辺の道路や宅地等と一体となった水と緑のネットワークの形成を図り、うるおいのある都市空間の創出に努める。

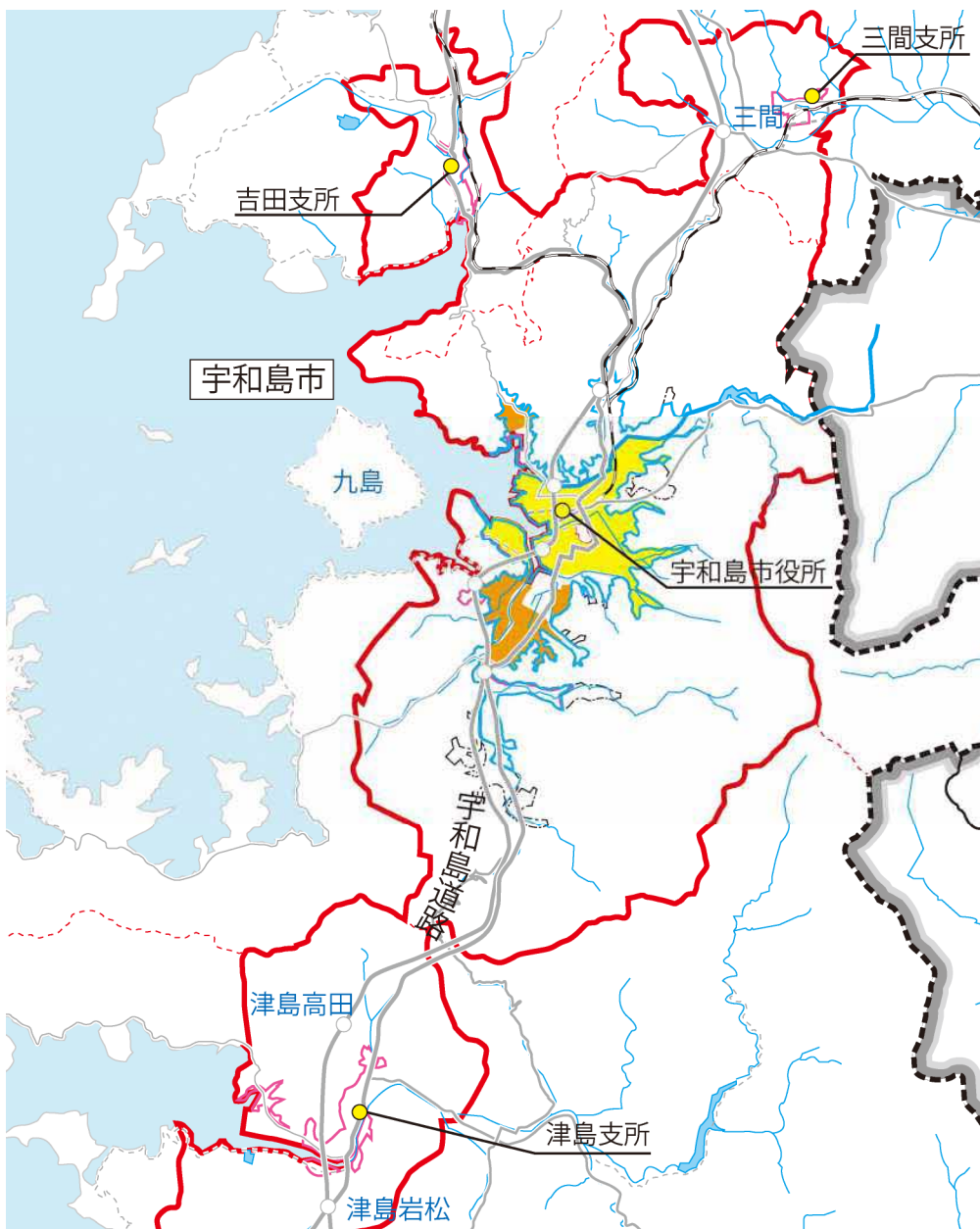
(4)その他の都市施設

- 循環型社会の構築を目指した廃棄物排出量の抑制、再利用、再資源化を進め、環境負荷の軽減と高度化した施設整備やその機能の維持管理を図るために、ごみ処理施設については、宇和島地区広域事務組合環境センター・汚泥再生処理センターの適切な維持管理を進める。また、旧ごみ焼却施設については、解体後用地の有効活用を検討する。
- その他の供給処理施設では、施設や設備の更新、集約化に努め、防災や老朽化への対策をしつつ循環型社会に向けたシステムの構築とそれに連動した必要な施設や設備の整備を進める。
- 社会福祉施設や教育文化施設、駐車場等については、施設の拡張の必要性や更新年次等を踏まえ、計画的な整備を検討する。

■河川の整備方針図



■下水道の整備方針図



凡 例	
 用途地域	 全体計画区域
 宇和島都市計画区域	 都市計画決定区域
 県境	 認可区域（公共下水道）
 行政界	 認可区域（雨水公共下水道）
 行政界（地域別）	
 広域幹線道路	
 都市幹線道路	
 地域幹線道路	
 その他の国・県道	
 J R	
● 本庁、支所	

3)市街地整備の方針

良好な居住環境を有する市街地環境を形成するため、計画的な都市基盤整備や密集市街地の解消、少子高齢社会へのニーズに対応する市街地整備を推進する。

◆計画的な都市基盤整備の推進

- 中心市街地では、商業・業務機能を充実させた地区計画による整備を図る。また、卸売市場がある宮下地区では、流通関連機能の充実を図り、良好な市街地環境を維持する。
- 住宅や農地等が混在する市街地縁辺部や郊外の低未利用地では、土地区画整理事業や地区計画等による計画的な都市基盤整備を推進し、優良な市街地環境の形成を推進する。
- インターチェンジ近郊の三間地域の務田地区や宮野下地区、津島地域の高田地区や芳原地区等は、無秩序な市街化を抑制するため、周辺の田園環境と調和を図りつつ、地区計画による計画的な都市基盤整備を進める。
- 吉田や三間地域の市街地では、居住環境の維持、向上を図りつつ、混在する周辺農地の保全を図る。
- 大規模災害後の復興を円滑に進めるため、高台移転を含めた総合的な市街地整備とともに、その移転先となる土地を確保するため、必要に応じて都市計画区域の拡大を検討する。

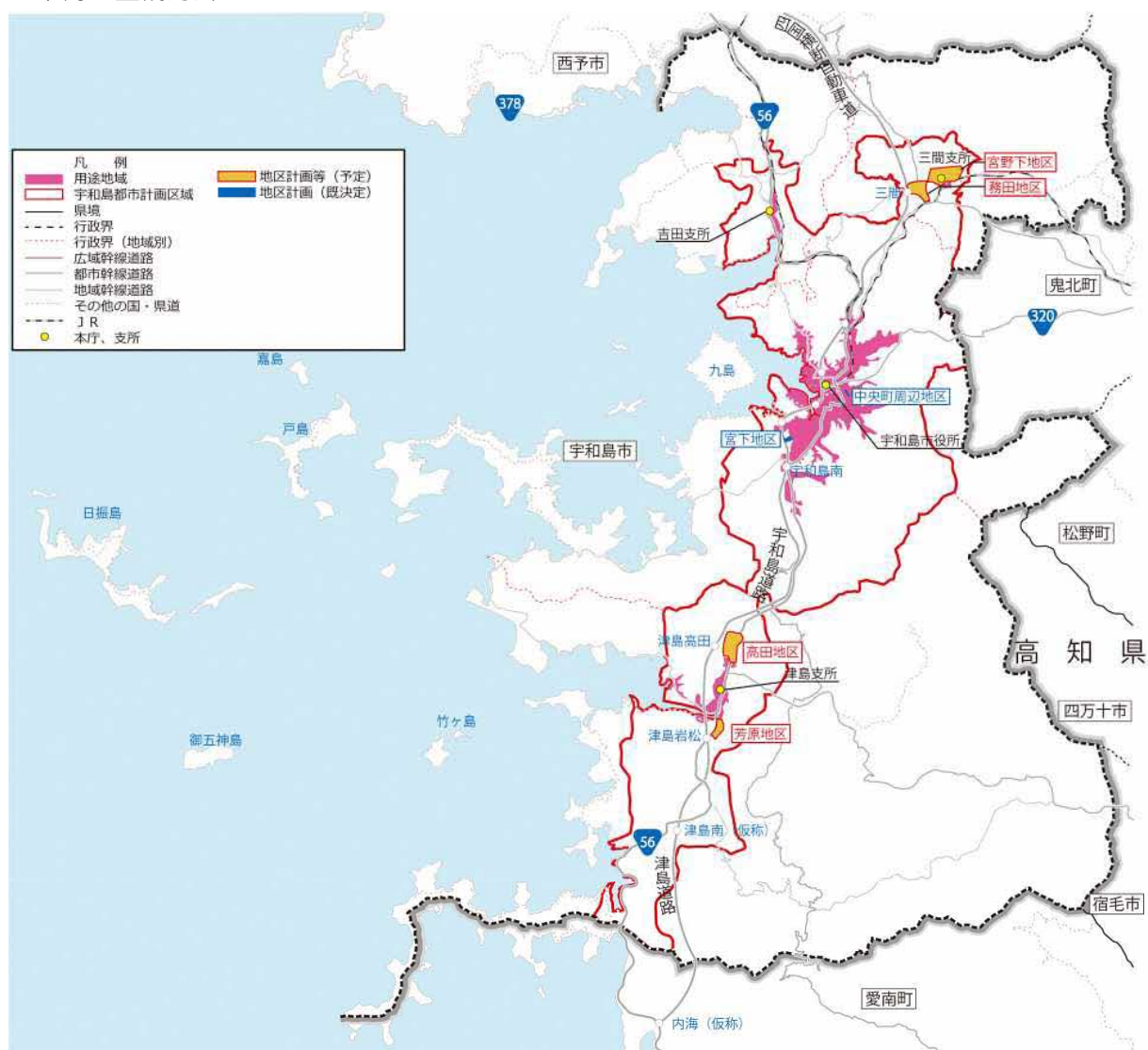
◆密集市街地の環境改善

- 中心市街地では、土地区画整理事業や住宅市街地整備事業、防災街区整備地区計画、老朽危険空家除却事業等の導入により、安全で安心な生活環境の確保と防災安全性の向上を図る。
- 狭隘道路が多く、木造住宅が密集している中心市街地周辺の住宅地では、市街地全体での防災安全性の向上を図りつつ、安全な市街地の形成に向け、建築物の不燃化や耐震化、細街路や緑地の整備等を、行政と市民の協働によって取り組む。

◆市民や地域が主体となった都市づくりの推進

- 良好な居住環境の維持や中心市街地の活性化に向けた再整備等、少子高齢社会に対応したコンパクトな市街地の形成や良好な市街地環境の維持、向上を図りつつ、地域課題に対応した都市づくりを推進するため、市民や地域が主体となった都市づくり提案の促進や都市計画提案制度の積極的な活用に対して支援を行う。

■市街地整備方針図



4)都市環境形成の方針

水と緑のうるおいある都市環境を形成するため、宇和海、河川、森林、里山、農地等の自然環境の保全を図りつつ、これらの資源と都市が共生するコンパクトな市街地を形成する。

リアス式海岸や森林等の豊かな自然環境、岩松地区の歴史的町並みや宇和島城等の歴史的資源、遊子水荷浦の段畑等の文化的資源が調和した個性豊かで美しい都市景観の形成に努める。

また、平成30年7月豪雨により被害を受けた河川や園地の早期復旧を行い、景観保全と災害に強い土地利用に努める。

◆農林業と調和した市街地

- 農林業生産の中心である三間地域と津島地域の優良農地や、宇和島地域と吉田地域の斜面地等の果樹園では、適正な土地利用規制を行い、都市的土地利用と調和する自然環境や農地の保全を図るとともに、生産性向上を目指した農林業生産基盤の整備を進める。
- 市街地内の農地は、地権者の意見を踏まえつつ、市街地環境と調和した有効な土地利用方を検討する。

◆緑豊かでコンパクトな市街地の形成

- 豊かな自然資源と都市環境が共生するコンパクトな市街地の形成を進めるため、市街地では、河川敷等の親水空間の整備、公共施設や道路の緑化を推進する。
- 民有地は、緑地協定等を奨励し、市民参加による緑化を促進、支援することで、地域における都市環境や景観の向上に努める。
- 市街地の緑化推進は、「緑の基本計画」の策定を進め、これに則して計画的に進める。

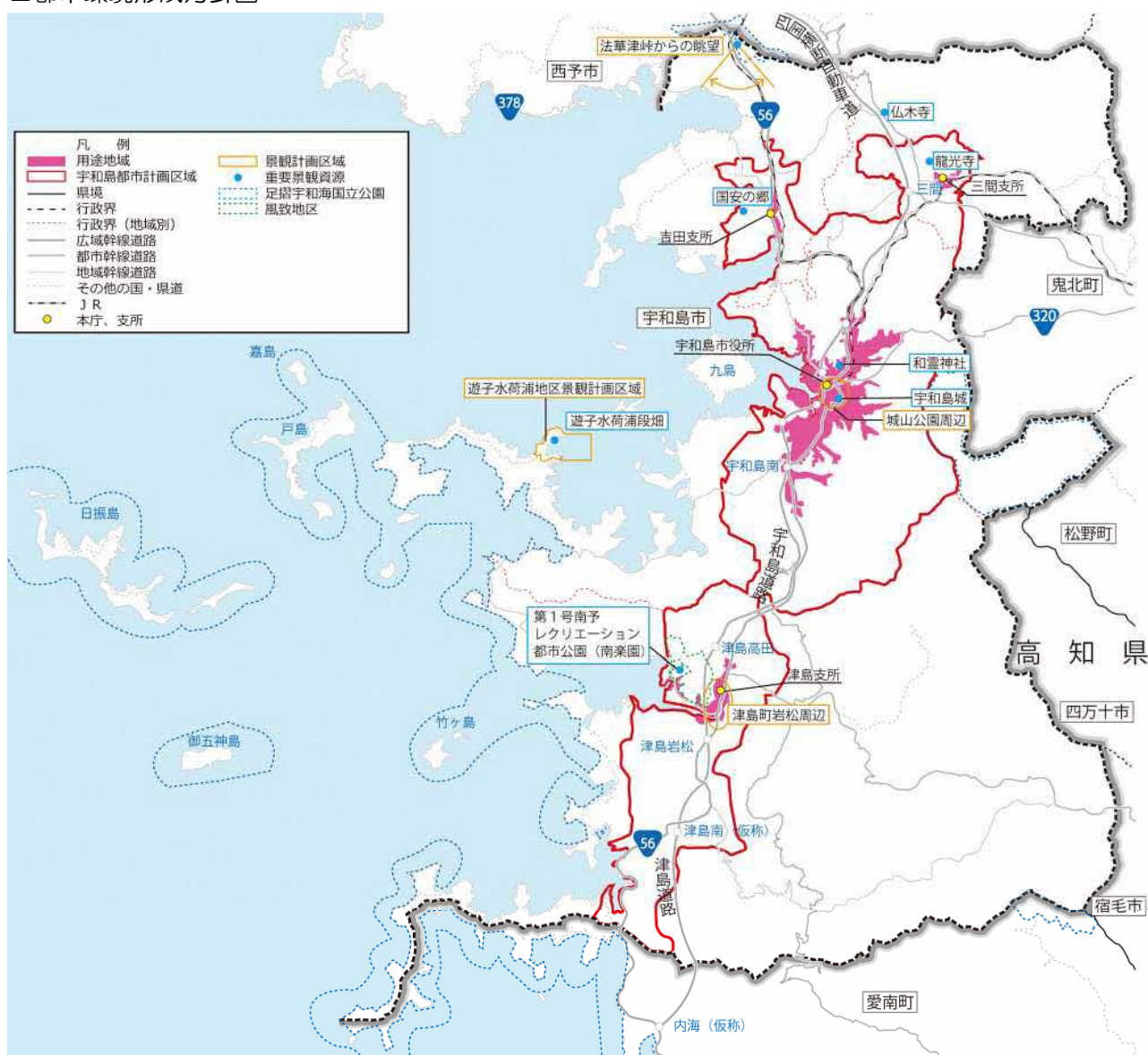
◆歴史的町並みや文化遺産の保全と活用

- 歴史を活かした都市づくりを進めるため、宇和島城や和霊神社、四国八十八箇所霊場、岩松地区の歴史的町並み等の歴史的資源とそれらに調和した周辺の景観は、将来にわたって良好な環境を維持できるよう保全と観光的活用を図る。
- 幕末から明治維新期の資料が数多く残る伊達博物館は、地域の歴史や文化遺産を後世に継承する拠点および観光等の複合施設として、景観に配慮して天赦公園内に改築する。
- 明治から昭和初期の歴史的町並みが残っている津島地域の岩松地区では、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた保全と活用を図る。

◆個性的な景観の形成

- 急峻な地形に昔ながらの段畑が形成される個性的な景観の遊子水荷浦地区については、宇和島市遊子水荷浦地区景観計画に基づき、貴重な景観と環境の保全に取り組む。
- 半島部や島しょ部の都市計画区域外の海岸部、岩松地区における岩松川とその周辺、法華津峠からの眺望が広がるエリアは、地域の特性に応じて、昔から続く貴重な景観や良好な自然的環境を保全する。
- 市内外の方が愛着を持つ都市づくりを進めるため、宇和島らしさが感じられる公共サイン等の導入を検討する。

■都市環境形成方針図



5)都市防災の方針

南海トラフ地震やそれに伴う津波、近年の頻発化・激甚化する水災害に対する災害予防の必要性が高まるなか、密集市街地の解消や風水害、土砂災害対策を推進し、防災・減災に努めるとともに、災害発生時の被害を抑え、円滑な避難を行えるよう、ハード・ソフト両面の災害予防対策を図り、災害に強い都市づくりを推進する。

また、別に定める立地適正化計画に記載する防災指針に基づき、都市の防災に関する機能の確保を図る。

◆都市の耐震化の推進

- 立地適正化計画の都市機能誘導区域内に誘導する都市機能誘導施設は、その耐震化や耐水化、耐浪化を推進する。
- 避難路や物資輸送のための緊急輸送道路、不特定多数の人が集まる商業施設、道路や橋梁、水道施設等のインフラの耐震化を促進するとともに、災害時に確保すべき緊急輸送道路等の沿道建築物は、耐震化を促進する。
- 庁舎や病院、学校等の公共施設は、災害時の情報伝達や避難、救助等の防災業務の中核となる施設として、倒壊防止に努めるとともに、耐震性の向上を図る。特に、災害時の防災拠点や避難場所である本庁舎の耐震改修を進め、各支所では、防災拠点としての設備を充実する。

◆中心市街地における防災に向けた整備

- 中心市街地では、防災機能の強化と土地の適正かつ有効な利用を進め、道路や公園等の地区防災施設の整備を促進するとともに、老朽化している危険な空き家等の除却を推進する。
- 火災発生時に被害拡大が予想されることから、防火地域や準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化や耐震化を図る。
- 中心市街地を含めた密集市街地では、地震による大規模な火災や建築物の倒壊対策のため、不燃化や耐震化を推進し、木造建築物等が密集している地区では、災害時の道路閉塞や火災延焼を防止するため、道路の拡幅を進める。
- 中心市街地に混在する住宅地と工業地域は、火災の発生や有害物質の飛散等による影響を抑制するため、住工分離を推進するとともに、住宅地を洪水や津波による浸水危険性の低い地域へ誘導する等の適切な用途配置を検討する。

◆防災拠点・避難地等の整備

- 南海トラフ地震等の地震や津波による大規模災害に対して、地域防災計画に基づいた防災・減災対策を図り、各地域の特性に応じた災害予防を進める。
- 地震等の災害時の物資輸送拠点となる宇和島港は、港湾施設の機能強化を図る。
- 防災活動拠点としての都市公園や緑地は、避難場所や臨時ヘリポートとして活用を検討し、公共施設では、防災機能強化とそれに必要な整備を進める。また、丸山公園は、広域防災拠点としての機能強化を図る。
- 中心市街地や吉田地域、津島地域の既成市街地等の津波災害警戒区域では、津波避難ビルの指定を推進するとともに、津波避難に対する民間施設の整備や耐震化を促進する。

◆治水・治山対策の推進

- 風水害対策では、河川改修と連携した下水道事業の実施や、海岸の護岸、堤防等の保全施設の整備を推進する。また、高潮および波浪による被害拡大を軽減、防止するため、海岸保全施設や高潮ハザードマップの整備を促進し、警戒や避難を中心とする防災体制の強化を図る。
- 土砂災害対策では、砂防堰堤やがけ崩れ防止施設等の整備など、必要な諸施策について愛媛県と連携を図る。
- 土砂災害警戒区域では、ハザードマップによる周知徹底や要配慮者の円滑な警戒避難体制の整備を進めつつ、土砂災害特別警戒区域では、災害レッドゾーンの周知を図り、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転を支援する。
- 宅地災害の未然防止のため、大規模盛土造成地や液状化の可能性のある位置等の周知を図り、液状化地盤の対策を検討する。

◆防災体制の充実

- 自主防災組織の結成や活動の支援として、市民が利用する研修および訓練を行う防災センターや備蓄施設、防災資機材の整備を計画的に進める。
- 防災ラジオの全世帯配布によるコミュニティ FM 放送を活用した災害情報伝達体制の充実とともに、宇和島市安心安全情報メールや伊達なうわじま安心ナビ等の携帯端末を活用した災害情報伝達方法の普及に努める。
- 平常時の備えとして、防災出前講座の実施や、市広報紙・ホームページ等による正確な情報発信により、市民の防災意識の向上に努める。さらに、地域単位での避難訓練等を実施し、地域の防災意識の醸成を図るとともに、市全体の防災訓練を実施する。
- 自然災害による被害想定地域を可視化したハザードマップや、市民および地域の防災力向上に資する防災マップの利活用を促すため、マップの作成・更新時に市民参加の機会を設ける等、災害に対する理解促進に努める。

◆復興の事前準備

- 南海トラフ地震発生の可能性が高まる中、災害時に速やかに避難し、早期に復興できるよう愛媛県、近隣市町や大学等の関連機関と連携して研究を進めるとともに、その成果を市民に普及し、避難計画や復興計画の策定等を図る。

■都市防災方針図

